

第二十八回国会 参議院内閣委員会會議録第十二号

昭和三十三年三月十四日(金曜日)午後一時五十三分開会

委員の異動

本日委員吉田法晴君辞任につき、その補欠として矢嶋三義君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

上原 正吉君
大谷藤之助君
永岡 光治君

委員

後藤 義隆君
近藤 鶴代君
増原 恵吉君
松村 秀逸君
伊藤 顯道君
田畑 金光君
千葉 信君
森中 守義君
島村 軍次君
八木 幸吉君

國務大臣

農林大臣 赤城 宗徳君
運輸大臣 中村三之丞君

政府委員

通商産業 小笠 公昭君
政務次官 齋藤 正年君
運輸大臣官房長 朝田 静夫君

事務局側

参事(委員部 第二課勤務) 川上 路夫君
常任委員 杉田正三郎君
会専門員

説明員

通商産業省 伊藤 繁樹君
運輸局長次長 伊藤 繁樹君
特許庁総務部長 飯島 正蔵君

本日の会議に付した案件

○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○理事(永岡光治君) これより内閣委員会を開会いたします。

委員長の委託によりまして、本日は、私が委員長職務を行います。

委員の異動がございましたので、事務局から報告させていただきます。

○参事(川上路夫君) 御報告いたします。

本日、吉田法晴君が辞任され、後任として矢嶋三義君が選任されました。以上でございます。

○理事(永岡光治君) それでは、これより議事に入ります。

まず、予備審査のため付託された法律案につきまして、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

運輸省設置法の一部を改正する法律案について説明を求めます。

○國務大臣(中村三之丞君) ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

今回の改正の要点は、まず第一に

は、本省の内部部局であります海運局に次長一人を置き、同局の海運調整部を廃止することであり、

現在、海運調整部は、海運局内の一

部として、海運局、船舶局、船員局及

び港務局の四局に関連する事務の総合

調整事務を所掌しておりますが、これ

は、昭和二十四年運輸省設置法の施行

によりまして、それまででありました海

運総局が廃止されましたが、当時わが

国海運の再建が焦眉の急務とされてい

た実情に照らし、相互に緊密な連絡を

有する海運、船舶、船員及び港務に関

する事務を総合調整する必要があると

してありましたため、海運総局の持つ

ておりましたこの機能だけはそのまま

海運局に存置する必要ありとして、こ

のような異例と思われる措置をとって

参ったのであります。

自來今日まで相当期間を経過いたし

は、かつたことであります。

すなわち、航空法に基づく事務のうち

航空従事者に関する証明、航空機乗組

員免許、航空従事者の教育養成等の事

務は、現在航空局監理部が所掌して

おりますが、これらの事務は、きわめ

て技術的な内容を有しており、航空法

施行以来数年の経験に徴し、これらを

同局技術部に移すことが妥当であり、

また、今回航空局技術部から同局監

理部へ移すこととしております飛行場

の設置計画、管理に関する事務等も、

その内容に照らし、より一層飛行場の

管理の適正を期するため、このような

措置を講じた次第であります。

さらに、改正の第三点は、原子力の

平和利用のため、原子力船の動力装置

及びその制御その他原子力船に関する

試験研究を行うため、本省の付属機関

である運輸技術研究所の支所を茨城県

那珂郡東海村にありますが、原子力研

究所の中に置くことであります。

原子力船に関する試験研究は、先進

諸国に比し、すでにある程度のおくれ

があり、その対策として、専門研究機

関の設立が各方面から熱望されてい

たところでありますが、今後予算的措置

も講ぜられまして、最近その施設

を整備された日本原子力研究所東海研

究所に、運輸技術研究所の支所を置く

こととしたのであります。

右のほか、さきに全面改正いたしま

した倉庫業法等運輸関係諸法律の改廃

に伴い、内部部局の所掌事務につい

て、この機会に規定の整備をはかるこ

といたしました。

以上が、この法律案の提案理由及び

その概要であります。何とぞ慎重御審

議の上、すみやかに御可決あらんこと

をお願いいたします。

○理事(永岡光治君) ちよつと速記を

とめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(永岡光治君) 速記を始めて。

○理事(永岡光治君) 次に、農林省設

置法の一部を改正する法律案について

説明を受けます。

○國務大臣(赤城宗徳君) ただいま上

程されました農林省設置法の一部を改

正する法律案の提案の理由を、改正事

項の内容とあわせて御説明いたします。

第一に、食糧庁に経理部を設けるこ

とであります。御承知の通り、食糧管

理特別会計の合理化をはかるため、政

府といたしましては、今国会に食糧管

理特別会計法の一部を改正する法律案

を提出し、新たに六勘定を設けて経理

現在の定員のワク内で措置したいと考えております。

次に、輸出品検査所に、農林省の所掌事務にかかる指定貨物についての指定検査機関が行う検査の指導監督の事務を加えることとありますが、去る第二十六国会におきまして輸出品検査法が制定され、本年二月一日より施行になり、これに伴って冷凍水産物、合板、食料カシ、及びびん詰等の輸出品検査を新法に基く民間の指定検査機関に行わせることとなつたのであります。この機会に検査の実務に通熟している職員を配置した輸出品検査所に指定検査機関の行う検査の指導監督を行わせて、その適正な実施をはからうとするものであります。

第三の改正点は、現在全国十五カ所に置かれております種畜牧場に、家畜、家きん等の飼養管理及び改良増殖並びに草地の改良に関する調査研究を行う事務を加えることを内容としております。最近の急激な畜産の発展に伴い、家畜、家きん等の飼養管理の改善、草地の改良等の面におきましては、現在の試験研究機関が行なつております基礎的な試験研究の拡充強化と相俟つて、現実には解決を迫られていた問題についてのいわば実用化試験の面をも推進することが必要と考えられますので、このため、多数の家畜を飼養し、用地、設備、技術者のそろつてゐる種畜牧場を活用することが、畜産の発展に寄与するところきわめて大なるものがあると考えて、この改正をいたしましたのであります。

これらの改正にあわせて若干の規定の整備を行なつておりますが、以上がこの法律案の主要な内容及び改正の理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○理事(永岡光治君) それでは、次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行いたします。

御質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

○田畑金光君 昨日、資料の要求をしておきましたが、資料が今手元に届いておりませんので、どうなつておるか、御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(斎藤正年君) 御要求のありました資料は、非常にかまひまひ点がございまして、間に合いませんので、大へん恐縮でございますが、できるだけ早く調製しまして提出するようにいたします。

○田畑金光君 いつごろまでに出していただけますか。

○説明員(伊藤繁樹君) きょうじゅうの間に合わせるように努力いたします。

○田畑金光君 その資料によりまして質問をしたいと思つておりましたが、また資料があらためて出ましたときに、資料に基く質問は行うことにいたします。本日は、設置法一部改正法案の提案理由の説明の中に述べられておりました、あるいは先般来質問も相当になされて参りましたが、重複する面もあるかもしれませんので、重複する面もあつたことは、意匠に關する奨励事務は従来特許庁で行つていたが、最近輸出品の意匠の改善及び外国品の意匠の盗用の防止等、意匠問題が国際的にも国内的にも重要な状況になつてきたので、通商部にこれを移した、こういうわけでありましたが、過去ずっとこれは

特許庁で行つてきたと考えておりますが、今までの歴史的な経過というものを最初に御説明願いたいと思ひます。

○説明員(岐島正蔵君) 意匠奨励委員会というものができましたのは一昨年の六月でございます。それまで発明奨励委員会というものが特許庁にございまして、これが科学技術庁にございまして、この発明奨励委員会というものが、特許庁から科学技術庁の設置法の方に移つたわけでございます。ところが、この発明奨励委員会の中で、意匠の奨励も同時に行ふことになつております。そこで、特許庁にいたしましては、科学技術庁に移りました事務の残りとして、意匠奨励委員会というものを新たに作つたわけでありまして、この委員会はその後非常に熱心にかかれ、実はそれまでのところはこの発明奨励委員会は発明関係の奨励に終始しておりました。意匠についてはいささか活動が足らなかつたのでございまして、この委員会が意匠奨励委員会という名前で見えましてからは、非常に熱心に、時代の要求にも合ふ点もございまして、非常に熱心に活躍されるようになりました。なかんずく、この中のグッド・デザイン専門部会というものがございまして、これは現在の日本の意匠というものが程度が低いということ、それからもう一つは、特許庁の仕事が、従来これは権利の設定、意匠権の設定ということが特許庁の仕事、プロパティの仕事であるわけでございます。この意匠権を設定すべきでないかといふことを審査するにつぎましては、意匠の新規性といふことだけに重点を置きまして、それを基準にしまして審査いたしておりました結果、グッド・デザ

インを見のがすということもございまして、また、グッド・デザインでないものが権利になるということも多いのでございまして。そこで特許庁にしましては、審査官の頭の中にもこのグッド・デザインというものを入れなければいかぬ。同時に、世間にもグッド・デザインという思想を普及しなければいけないといふことで、このグッド・デザイン専門委員会、たとえば写真機でございますとか、ミシンでございますとか、それからガラス器具でございますとか、そういうものを従来やつておりました、グッド・デザインを選定して公表したわけでございます。

しかしながら、これらの事業はもとも、考えて見ますれば、特許庁の権利の設定の事務とは少し違つた点もございまして、従ひまして、特許庁の中でも、これは意匠課という審査をやつておる課でなくて、総務部の方で扱つておるわけでございます。で、この意匠の奨励の事務は、どうしても通産省全体として取り上げてもらいたいといふことをわれわれは意匠奨励委員会が一昨年の六月でできましたときから本省の方に主張しておりました。今回それが実を結びまして、省全体としてこの問題を取り上げることになりました。こういういきさつでございます。

○田畑金光君 その意匠奨励委員会が意匠奨励審議会に移つたといふことになるわけですか。

○説明員(岐島正蔵君) さようでございまして。

○田畑金光君 この意匠奨励審議会といふのは、この条文によりまして「意匠の奨励に關する事項を調査審議すること。」ただこれだけになつておるわけ

ですが、どういふような構成で、また今御説明もありましたが、審議会としてこれまで、日本のたとえば輸出産業あるいは国内の産業の新規分野の開拓等に残してきた役割と申しますか、そういうような点を、もう少し具体的に御聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(岐島正蔵君) 意匠奨励委員会はまだ発足して一年半余りでございまして、その活躍によりまして具体的に意匠の一般の状況がどう變つたといふことは、はっきりと申し上げるほどになつておりませんけれども、この委員会に出しております委員の方々が、デザイナーといつたしまして一流の方々が出ておられます。従つて、デザイナーの方々の意見の発表の場所として、特に官庁関係に対する意見の発表の場所として、この意匠奨励委員会がよい場所を提供いたしておるということが言えるのじゃないかと存するのでございまして。

ただいま申し上げましたグッド・デザインにつきましては、ようやく最近になりました。グッド・デザイン証紙というものを発行するといふことが具体的にきまりまして、いわゆるGマークと稱するものが、これは新聞には昨年から載せておりますけれども、これをグッド・デザインに直接証紙を貼るということがまだ今までできなかったわけでございますが、たぶん来月ごろから実施されると思ひます。商工會議所を通じて、この奨励委員会が選定したグッド・デザインにつきましてはGマークの証紙を貼る、こういうことになるわけでございます。これが実行されますと、世間の一般の人々も、なるほどこれがグッド・デザインかといふことを認識し、

またこの質につきましては、専門の委員の方々が十分審査した結果でございますので、必ずや一般の大衆の意匠に關する認識を高めることは間違いないと存するのでございます。

その上、さらに、これが輸出品として海外に出す場合に、この今のグッド・デザインを選定の基準は決して日本だけの狭いものでなくて、広い世界的な目で見ていただいておりますので、必ずや海外においていい評判を得るのではないかとわれわれ考えております。

こういふふうにして、意匠奨励委員会の最も活発な仕事は、グッド・デザインの選定だと謂えるのではないかと存じます。

○田畑金光君 この意匠の盗用問題で、非常に國際的にも信用を失墜するやうな事態がしばしば過去に起つたと、こう言われてゐるわけでありまして、これは業者の背徳と申しますか、業者の責任でございまして遺憾な事態が発生したのか、それとも行政当局の手落ち等もあるのか、あるいは法の手續の点において遺憾な点があるのかどうか、これらの事情についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(伊藤繁樹君) 業者が意匠的に意匠を盗用するといふ事例も多いわけでございますけれども、根本的には、先般お答え申し上げましたかと思ひますが、若干意匠に關する考え方の相違もございまして、日本の法制におきましては意匠は、意匠法によりまして登録されたもの以外につきましか、法律問題としては一応問題にならないといふ考え方に對しまして、ことにイギリスあたりの考え方に對しましては、登録を受けたもののみが尊重さ

るべきではなくして、新たな考案である限りそれは事實上尊重さるべきであるといふ考え方が、日本では想像できないほど強いのでありまして、そのらの觀念の相違も若干影響してゐるやうに考えられます。

先般、資料でお出しいたしましたときに書きまして、これはしかし、いろいろ争つておりましたが、國際的な問題でございまして、いろいろ理屈をこねましても、結局非常に海外で評判をそこなうといふことでは困りますから、政府といたしましては、法令上の盗用意匠につきましては、これを輸出商品に引つかけまして一々検査をするとかといふ態勢をもつておるのでございまして、意匠盗用は輸出取引法によりまして、不正取引として規定いたしております。戒告あるいは輸出停止の措置も行ひ態勢をとつておるわけでございます。政府の何らかの手落ちでございまして、政府の何らかのことではないやうに考えております。

しかしながら、なお積極的に、ただ法令上の措置だけでは不十分でございまして、繊維雑貨等の意匠センターにつきまして補助金を出すとかといふ積極的な助成策によりまして、一方、輸出取引法によりまして輸出業者に協定を締結せしめて、輸出する場合意匠につきましては一々意匠センターに届け出て、その確認を受けた上で輸出する。意匠センターにおきましては、内外の意匠を数多く集めまして、それと照合してそのおそれのないものだけを輸出するといふ措置をとること

にいたしたわけでございます。このやうに非常に、四、五年前には

イギリスの業界全体對日本の業界全体として、大きな政治問題にまで意匠問題がなつたわけでございますけれども、最近におきましては、先般お答え申し上げましたやうに、時々さういふ個別的な苦情が出る程度でございまして、全業者全体、業界全体として國際的な問題になるといふやうな、一時のやうな重大な時期は過ぎ去つた、か

○田畑金光君 今の御説明によりまして、日本のやうに意匠法に基いて登録したものに限るといふ商慣行と申しますか、處理の方法と、イギリスのやうに新しく考案されたものがすべて適用されるのだといふやうな考え方、非常

にこれは、まあ成文法あるいは不文律といふやうな、根本的にこゝ違つてくるわけですが、今の國際的な商取引と申しますか、商慣行としては、どういふやうな考え方が支配してゐるのか、それを一つ御説明願ひたいと思ひますが、根本的にどうもこの考え方が異なつてゐる、さういふ考え方のもとで激しい今後の國際的ないろいろな取引關係、競争關係を考えた場合、あるいは現在ではさほどの問題が起きていないかもしれないが、また将来さういふやうな事件が再発するやうなことも考えられますので、その点はどうお考えな

○説明員(伊藤繁樹君) 先ほどお答え申し上げましたやうに、理論としてはいろいろ考え方があつたと思ひますけれども、實際問題といたしましては、現実にこの問題で一時非常に國際的な問題を惹起しておつたわけでございますので、私の方といたしましては、その紛争を避けるといふ趣旨で指導して

参つたわけでございます。従いまし、現在政府なり業界なりでやつておりますやり方は、意匠権のあるもののみを避けるといふ行き方ではなくて、できるだけ創意工夫を侵さない、他の国の業者が考案した意匠は侵さないでいこうといふ態勢でいつておるのでござい

○田畑金光君 この間、通商局からいただきました外國意匠の盗用防止措置についてという資料を拝見いたしました。最近起きた事例があげられておりますが、その中で特に東南アジア向けについては、香港向けが過半数を占めておる、こゝ書いてあるわけでは、これは香港向けが過半数を占めてゐる、集中してゐるというところになるわけでありまして、何か自由貿易港といふやうな關係で、こゝいう理由によつてこゝいう事態が発生しているのか、その辺一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(伊藤繁樹君) これは特別の意味はないと思ひますが、東南アジア貿易につきましては、香港を経由して参りますものが相当ございまして、そのやうな意味で数が多いだけで、特別の意義はないやうに考えます。

○田畑金光君 香港向けの輸出入といふのは、一体日本の現在の輸出入貿易關係でどの程度の割合によつてゐるのか。ことにこれは、最近の傾向を見ますと、中共の繊維品等が香港を通じて東南アジアへ相當に流れてゐる、あるいは進出してゐる、こゝいうことを聞いておるわけでありまして、この香港經由の日本の貿易關係といふものは、どういふやうな実績を示してゐるの

か、まず一つその辺から、これを政務次官の方から、非常に詳しいこの道の大家のやうでありますので、一つ教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 割合の問題であります。日本の輸出が、一九五六年におきましては輸出総額二十五億九千七百万ドルに對しまして、香港向け輸出が一億二千八百六十五万八千ドル、こゝいうやうな数字になつておりますので、比較的その地位は大きくはないのであります。輸入につきましては、総額三十六億二百五十万ドルばかりであります。香港から入りました輸入品は二千三百四十六万ドル、こゝいうやうな数字になつておまして、輸出と輸入とのバランスから申しますと、香港貿易におきましては、日本からの輸出が非常に多く占めておる、こゝいう数字に相なつております。

○田畑金光君 これは、輸出を見ますと、一億二千八百六十五万ドルですが、一九五六年。しかし、この額から申しますと、現在の中共貿易の額から比較いたしました場合に、これは相當な比率を占めておると言へると思ひます。香港經由の貿易といふものが、これは日本の今後の貿易關係から見ました場合に、ふえていく傾向にあるのか、あるいは漸減の傾向にあるのか。これはまあ、香港といふルートを通すといふのは特殊な問題であると考えられるわけですが、その辺の事情はどうなのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 對香港貿易の將來の伸び方の問題であります。私は率直に申しまして、香港の地場消費、あるいは地場生産品の對日輸出といふやうなものだけを考えますと、そ

れほど大きくはならぬと考へるのであります。それで、ただ日本の商品の輸出につきましては、大陸への經由輸出あるいは東南アジア諸地域への經由輸出ということがございますので、この面が相当大きな分野を占めておるのであります。そこで、今後日本の輸出事情、たとえば中共との問題、あるいはその他東南アジア地域との関係というものの取引がうまく参りまするならば、香港經由輸出というものは自然に私は少くなる、こういう傾向を持つのではないかと思ふのであります。ただ、そこで気をつけなければならぬのは、香港が自由港であり、為替操作が非常にやりやすい、こういう問題がありますので、この經由輸出という問題は、その問題から、今後なお相当地位を占めていくのではないかと、こういうふうには私は見ておるのであります。

で、輸入問題につきましては、いろいろな事情がございますが、香港から日本へ輸入がふえてくるということ、私は、私は大きく期待できぬと。結局、たとえば中共なり、あるいは東南アジア諸地域との貿易がはつきりして参りますれば、当然直に参る。そこを經由することによって、それだけシフ価格が高くなるのでありますから、この地場製品以外のものはあまり多く日本へは来ないのではないかと、こういうふうな考え方をいたしております。

○田畑金光君 今、政務次官の御答弁のうちに、今日まで香港貿易が相当額に上つていたのは、対中共あるいは対東南アジアの問題において、日本の政治的ないろいろな制約から、期待通りの貿易をすることが困難である、そう

いうような事情が、結局香港經由という形をとったのだらうと思ふので、従つてそういう意味におきましては、将来の対香港貿易というものは、それほど大きな期待が持てないといわれれば、も判断いたしますけれども、ただいまのお話のように、自由港であるというふうな点から、為替取引の問題等からこうなつていくと思ふのですが、まだまだ香港との関係というものが必要であらうと思ふわけでありまして、この対香港貿易関係というものは、これは為替、貿易その他いろいろ関係——関係と申しますか、どういう工合になつてゐるのか、その他の諸国との取引関係とどういふ違いがあるのか、もう少しその辺の事情を詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 香港は、御承知の通りに、日本のオープン・アカウント決済を認めてゐる地域でございますので、純粋に輸出がボンド決済でございます。いわゆるLCを中心にして、DA、DPというふうな条件で決済をいたしておりますのが、通常の形になつております。

○田畑金光君 先ほどもちよつと政務次官のお話の中にありました、中共の最近の商品というものが、もう第二次建設にも入つて、特に軽工業あるいは雑貨工業、日本の一番お得意として考へられていたような自転車とかミシンとか、こういうようなものも自給し、あるいはそれがすでに東南アジア等に進出しつつあると、こう聞くわけでありまして、この香港經由の貿易というものが相当な量になりつつある。まあ香港は、今のような状況で見ますと、政治的にもそうでありまして、経済的に

もやはり中國大陸の一環に、やがては質的にこの数年のうちに變つていくのではないかと、こういうふうな見方等もされてゐるわけでありまして、今この中共の進出というものは、香港を舞台にしてどういふ方向に進もうとしてゐるのか、進みつつあるのか、その辺一つ、政務次官からお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 中共生産品が香港を經由して他地域へ伸びていく姿であります。この点につきましては、私は実は詳しいことを存じません。ただ、新聞あるいは雑誌等に、そういう傾向が強まりつつあるというところは言われてゐる。御指摘のような自転車というふうな軽工業品、機械製品が出てゐるような記事は、出てゐることを見たことはありますが、はつきりしたことは私は存じません。

ただ、ほんとに中共の製品が出ていくといふことは、いろいろ自由港を通じて、上海なり、あるいは天津、大連というふうな所を通じて、直に出るということが私は自然の姿だ。そういう点から見ますれば、過渡的に香港を經由して行くということが行われまして、このルートが中心的なルートになつて、中共製品が海外へ出ていくといふふうには、私も思はれます。こういふふうに考へております。

○田畑金光君 この資料によりまして、この意匠盗用を犯したのは「取扱業者の大部分は、中流以下と思われ」る。この述べておりますが、中流以下の業者が多いというの、これはどういふ事情によるのか。常識的に判断すると、さああらんといふこともうな

づけますが、もう少し経済的に、どういふような事情で中流以下の業者が、この意匠の盗用もあえて犯さなければならぬのか、この辺をもう少し具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(伊藤繁樹君) いろいろ理由はあると思ひますが、根本的には、やはり中小規模の商社におきましては、意匠に関する調査、そういうものを十分研究する余裕がないということが根本原因であらうと思ひます。

○田畑金光君 数十万をこえる外国の意匠、商標があつて、これを侵害しないといふこと自体に無理があるように感ずるわけでありまして、先ほど来の説明によりまして、意匠センターを設置して登録をする、行政的な検査の名において調査するとか、あるいは輸出に取引法によつて取締りを加えるとか、いろいろ御説明もあつたわけでありまして、この数十万をこえる外国の意匠、商標を盗用しちゃうならぬといつても、實際問題として非常に技術的に困難なような感じもするわけですが、これでもって侵害を完全に阻止することが果して可能なかどうか、この点一つ、官房長から承りたいと思ひます。

○政府委員(齋藤正年君) 先ほど来御説明いたしましたように、従来日本の取扱いは、意匠権として正式に登録されてゐるもの以外は侵害は成り立たないといふ考へ方で行つてきたのでありますけれども、実際には、先ほど通商局長から御説明いたしましたように、そういうことでは通らないといふことになりまして、これも従来から御説明しましたように、デザイン・セン

ターというものを繊維と雑貨と陶磁器と三つ作りまして、そこに従来しばしば問題になつたような、いわば有名なデザインというものは全部登録をするようにいたしました。それから積極的に海外で人気があると申しますか、そういうようなデザインも集めて、これに登録をする。それから日本の業者が究明したと申しますか、作り出したデザインで有望なものはそれに登録するといふような、まあいろんなソースからの有望なデザインというものをまとめて登録をしまして、特にデザインの指定をされて注文されたものを輸出する場合には、必ずそれに問ひ合せをして、そして重複しないといふことを確認した上で輸出するようにという指導を行つております。

それからもう一つは、実は海外からの注文に際してデザインを指定してゐる例が多いわけでありまして、その場合には、もしそれが模倣その他トラブルを起した場合には、オーダーの責任において処理をしてもらふという条項を、契約書に取りつけるようにという指導もいたしております。

しかし、これはお話のように、非常にデザインというものは、それは考へ方によつて、たとえば陶磁器なら陶磁器だけをとりまして、何十万も何百万も、考へ方によつては異なるわけでございますから、それを全然一切そういう問題が起らないといふこと、これは、実は非常に困難であります。ただ、今までの盗用の実例では、たとえばこの前イギリスの戴冠式がございましたが、そうしますと、その王冠を入れたデザインでイギリスで非常に、何と申しますか、流行しているデザイン

があるといいたしますと、それをまねて作れというような注文が多い。また、そういうものをまねて作ると非常に大きな問題になるということでありまして、非常に人気がありと申ししますか、流行しておるデザインというものをまねるのでない限り、あまり問題が起らないし、またそういうものでない限り、注文者の方から積極的にこういうものを作ってくれと言ってくることもございせんし、また日本のメーカーも意識的にまねて出すという場合も、そういうた人気があるデザインしかまねるといふことはないわけではございまして、今のようないやうで現実的にはその大部分はカバーできるものと思ひます。しかし、それで理論的に全部を完全に一切そういう問題が起らないようになつておるかと思ひますと、そういうことには、今申しましたような関係で、なり得ませんし、またやろうと思つても不可能で、海外のあらゆるデザイン全部を収集することは、これは不可能でありますから、不可能でございすけれども、現実的にはこれで大部分、今のような措置が十分徹底いたしますれば、防止し得るのではないかと思ひます。

○田畑金光君 今のお話の通りだと思ひますが、この問題をあまり嚴重に業者をしぼる、行政指導の面から、あるいは法の発動をしぼるということになつてきますと、日本の貿易産業等にまたかつて消極的な沈滞化を招くという、どうも危険なものにしもあらずという感じをいたしますが、この辺の配慮についてはどのように処理されておるわけですか。

○政府委員(齋藤正年君) これは、模倣と申す場合に、どの範囲までが、そのデザインを従来使つておられます業者のいわば独占的に権利とみなさるべきもので、どの範囲が、特許の言葉で申しますと、公知公用のものかということが、実はしつちやう問題になるわけがございまして、たとえばライターのデザインというようなものを例にとりました場合に、たとえばダンヒル型の細長い四角なデザインがございまして、こういうものは、ダンヒルが作ったことは間違いないことでありまして、けれども、もう数十年も使われておりました、従つて、こういうものはダンヒル型をつくりそのまゝをまねたような形のものがあつても、それがデザインの盗用とは言えないのじゃないか。しかし、そのダンヒルの例をとりましても、新しい型をだんだん作つてくるようでありまして、これが最近四、五年前にたとへば作つて宛り出したもので、それが非常に當つておるといふようなものをまねて出しますと、それが盗用問題が起る。その辺、一体どこまでが公知公用か、どこまでがその本人の権利を認むべきかということにつきましても、非常にはつきりした基準があるわけではございせんが、具体的問題が起りました場合には、大いにお公使館、領事館というところを通じて外国からクレームが来るわけがございまして、その際に政府としてはそれを調べまして、この範囲まではこれは当然公知公用で、模倣問題ではないじゃないかということを先方に言つてやる。それ以外の部分については、これから先の部分は今後まねないようには日本政府としては取り締るといふようなことを、個々のケースで判定いたしまして回答を出しておりますが、現実問題としては、大体それで、全然新規の新しいものを模倣をやめてくれれば、前の古いものはかまわな

い。さつき申しましたダンヒルのケースなどでも、結局そういうことで先方のメーカーも了承して解決した。非常に、何と申しますか、アトラダムのはつきりした線がないのではないかと、はつきりした線がないのではないかと、これは最近設立されたわけですが、これも最近設立されたわけですが、それとも、今まではこれはどうなつていたのか。

○政府委員(齋藤正年君) これは昭和三十一年、一昨年に設立されたものでございす。繊維の方はちよつと早かつたと思ひますが、その前年だつたかと思ひますが、いづれにいたしましても、デザインの盗用問題が非常にや

かましくなりましたのは、ここ数年のことでありまして、最初には繊維関係に非常に問題が多かつたものでございすから、まず繊維の方で銘柄というやうなものを政府で定めまして、輸出承認の際にチェックして出しておりました。そういうことを通産省でやるということは非常に手数がかりますし、また十分なことはとてもできませんので、公益法人の意匠センターというものを順次作りまして、そこで政府の方

もある程度の援助をいたしまして、そこで資料を整備して、チェックをしていただくということになつてきたわけでありす。陶磁器とか、雑貨とか、問題が起りますと、だんだんそういう資料を整備して、今のようになつてきたのでございまして、今後も大体デザインの問題が起りますものは、今申しました三つの業種、もつとも雑貨あたりはまだ集まつた資料は比較的限られておりますけれども、しかし、これは問題を起しましたような業種につきましましては、だいたい整備が進んで参りましたので、今後はこの点はだ

は、それがロンドンで非常に流行しておるのだということを全然知らないもので、これはいい輸出品が作れるというわけで、黙って作って出す。向うへ出て初めて、それが模倣意匠だということ、非常に問題になっておるといふケースが典型的なケースでございます。

それから、ダンヒルのライターの問題がございましたが、これなんかも、向うの業者からダンヒルのモデルを示してきまして、こういうものを作ってくれと、ちゃんと紙に印刷したものが、書いたものがこつちへ回ってきておりまして、われわれが調べましたときにも、そういう刷ったものがありまして、あれども、そういうダンヒルを作れば一個何ドルというようなものでございまして、日本の中小メーカーに作らせれば、グロス幾らだというように、大体アメリカの十分の一ぐらいの値段で作りますので、そういうものを作らして、まあダンヒルと間違えそうなるに比べて非常に安く売るといふようなことで、トラブルを起すわけでございます。

大体今までのケースは、ほとんどそういうようなケースで、先ほどお話がありました、要するに、相当その土地で流行して、非常によく売れているというものを、日本に注文すれば何分の一かでするものだから、先方の悪徳商人だろと思うのですが、それがそういう注文をよこす。日本の業者は、何も知らないでそれを作ってしまうと、非常に先方で紛争を起すというふうなことであります。従って、先ほど申しましたように、こういうものは大体、ほとんどまあ外国の商人から直接

注文があつて出すということでございますので、われわれとしては、特に雑貨については流通系統の確立といひますか、従来の取引先をできるだけ集約して整理をしまして、信用の置ける取引先に整理するようにというところは、しよつちゅう言つておりますけれども、しかし、新しいバイヤーが来た場合に、その輸出を高めるといふわけにはとても参りません。また、そうでない場合がたゞさんあると思ひますので、結局先ほど申しましたように、外国からデザインを指定して注文があつた場合には、もしトラブルを起したならば注文者が責任を負うというふうな約款を取りつけないことと、それから、あやしいと思つた場合には、必ずデザイン・センターに照会をして、それが抵触しないという確認をした上で輸出するようにという指導を行なっております。

○田畑金光君 まあそういうように、外国のバイヤーが特に注文をして、そうして生産をさせた。そして海外の市場に日本のまねた品物が出ていった。そういう場合に、問題が起きたからいろいろこれは奔走を行つわけですが、その際はだれがその損害を負担するの。結局向うで問題を起した場合に、意匠盗用だとか、こういうふうなわけで、流通面を押えられと思うのですが、そういうような場合には、先ほどの御説明によりますと、最近の取引契約では発注者に、バイヤーに責任をとらず、こういうふうになつておりますけれども、現実には一体だれが責任を、その損害を負担したのか、負わされたのか、従来の実績を一つ述べてもらいたい。

○政府委員(齋藤正年君) これはもう当然向うのマーケットに売つた者及び生産した者が、私法上の関係で損害を賠償するということになるわけであり、ます。その辺、その関係は、通産省としては直接その面はタッチいたしておりません。大ていの場合に、新しく今後そういうものの製造を取りやめるといふこと、それから責任者をたつきりさして、特に先方が求償を要求してきた場合に、だれに交渉したらいいかといふことを明らかにさせる、そこまでは役所の行政措置として、そこまでの準備を、処理はいたしますけれども、それから先、具体的に金銭上の処置になりますと、役所の方から積極的に介入したりあるいは調停したりするといふ例はありませんで、大きな問題ならば、先方の弁護士や何かが入つて解決するようでございます。場合によつては、国が中に入つて解決するといふケースもございまして、今後やむを得ない、あるいは輸出した品物でまだ売れていない部分をたとえば破棄したり送り返したりするといふような措置だけて解決するような場合もあり得ると思ひます。

○千葉信君 議事進行について。定足数を欠いております。委員長、善処してもらいたいと思ひます。会議進行不可能です。

○理事(永岡光治君) ちょっとと速記をとめて下さい。

○理事(永岡光治君) 速記を起して下さい。

○田畑金光君 資料をお願いしたいと思ひますが、先ほどの政務次官の御答弁で大体わかりましたけれども、香

港と日本のこの数年間の輸出入関係の実績というものと、それから現在の香港貿易というものがアジアの諸国の貿易関係に占める地位と申しますか、そういうような点を、一つ調査の上、次の機会に資料として、あるいは次官の方から詳細な御説明をわざわざしたい、こゝろお願いしておきます。

○政府委員(小笠公昭君) 資料の第一段は非常に具体的によくわかるのですが、第二段の御要求の資料は、香港貿易のアジア諸国における地位と申しますと、どういふ観点から御説明申し上げたらよろしいのか、一つその点、具体的にお話し下さい。

○千葉信君 定足数を欠いている委員会を続行してはいかぬです。散会して、非公式にやつて下さい。

○理事(永岡光治君) 今資料要求がありましたので……。あとでそれは田畑君の方から、委員会が終了しましたあとで、通産当局に打ち合せをいたしまして、資料の要求をして下さい。

他に御発言もなければ、本案につきましては、本日はこの程度にとどめまして、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四分散会